

青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱

1 目的

この制度は、企業倒産等により影響を受ける県内中小企業者の連鎖倒産を防止するとともに、長期的な景気低迷等により資金繰りが悪化している県内中小企業者の経営の安定を図るほか、事業再生に取り組む中小企業者を支援することを目的に実施する。

2 融資対象

県内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかの要件に該当すると認められるものとして商工会議所会頭又は商工会会長（以下「商工会議所会頭等」という。）の推薦を受けたもの。ただし、(4)においては創業後1年未満の中小企業者を含むものとし、(5)においては、商工会議所会頭等の推薦を不要とする。

(1) 連鎖倒産枠

倒産企業に対し売掛債権等を有しているもの又は倒産企業との取引依存度が10%以上であるもの

(2) 事業承継枠

事業を承継するもので従業員の雇用維持等一定の要件を満たすもの

(3) 経営安定枠（このうちウ及びエを「原油関連枠」という。）

ア 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」という。）が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの

イ 売掛債権回収の長期化（又は不能）又はその他の事由により、経営の安定に支障を生じているもの

ウ 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等、が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少しているもの

エ 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれるもの

(4) 災害枠

ア 別に県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じているもの

イ 平成22年陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受け、経営の安定に支障を生じているもので、次のいずれかに該当するもの

① ホタテを取扱う水産加工業、卸、小売、飲食店、運送業（以下「ホタテ関連事業者」という。）

② ホタテ関連事業者又はホタテ生産者に対する取引依存度が10%以上であるもの

ウ 平成23年東北地方太平洋沖地震（その後の余震並びにこれらの地震による津波及び火災を含む。以下「東日本大震災」という。）により、事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障を生じているもの（市町村長等が罹災を証明したものに限り。以下「平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠」という。）

エ 東日本大震災に伴う間接被害により、事業活動に影響を受けており、次のいずれかの要件を満たすもの（以下「平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業経営安定枠」という。）

① 東日本大震災発生後、最近1ヶ月間を含む今後3ヶ月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少すると見込まれるもの（平成23年10月末までに推薦を受けたものに限り）

② 東日本大震災発生後、最近3ヶ月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの

③ 東日本大震災発生後、最近1ヶ月間を含む今後3ヶ月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上10%未満減少すると見込まれるもの（平成23年10月末までに推薦を受けたものに限り）

④ 東日本大震災発生後、最近3ヶ月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上10%未満減少しているもの

⑤ 東日本大震災により、売掛債権回収の長期化又は不能が生じているもの

(5) 事業再生枠

金融機関や再生支援機関等の支援が得られており事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い、又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図るもの

3 融資条件

(1) 資金使途、融資限度額、融資期間、融資利率

融資対象	資金使途	融資限度額(※1)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率(※2)
2(1)	運転資金	3,000万円	10年以内(2年以内)	取扱金融機関所定利率から年0.8%引き下げた利率(但し、下限を年2.0%とする。)
2(2)	運転資金 設備資金	1億円	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)	
2(3)	運転資金	4,000万円	10年以内(2年以内)	
2(4)ア	運転資金 設備資金	3,000万円	10年以内(2年以内)	年1.5%
2(4)イ	運転資金 設備資金	①1億円 ②3,000万円	10年以内(2年以内)	①年1.0% ②年1.5%
2(4)ウ	運転資金 設備資金	2億8000万円	15年以内(3年以内)	年0.8%(※4) (※5)
2(4)エ	運転資金 設備資金	8,000万円	10年以内(2年以内)	①及び②年1.0% ③～⑤年1.5%
2(5)	運転資金 設備資金 (※3)	3,000万円	10年以内(2年以内)	取扱金融機関所定利率

(※1) 2(1)から(5)は、それぞれ別枠とする。さらに、(3)において経営安定枠(ア及びイ)と原油関連枠(ウ及びエ)はそれぞれ別枠とし、(4)においてアからエはそれぞれ別枠とする。

(※2) 融資を行った金融機関に対して、四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出する場合は、上記利率((4)を除く)からさらに年0.2%割引(以下「経営力向上割引」という。)する。この場合、融資利率の下限を年1.8%とする((5)を除く。)

但し、返済途中において、別に定める割引適用要件を欠くに至った以降は、経営力向上割引の適用を除外するものとする。

(※3) 2(5)のうち、青森県信用保証協会(以下「信用保証協会」という。)が中小企業者の資金繰りの改善、経営の安定のために必要と認めるときは、金融機関からの信用保証協会付きの借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができる。

(※4) 2(4)ウの融資を受けようとする者が、事業所又は機械設備等主要な事業用資産が全・半壊又は流失したと認められる場合は、取扱金融機関に対し、融資残高に対して年0.8%の割合で算定した額を利子補給することとし、既に融資実行済みの者については遡って適用する。ただし、利子補給の諸条件については取扱要領の定めによることとし、また、利子補給に要する経費を市町村が県と協調し負担する場合に限り、取扱金融機関に対し利子補給するものとする。(負担割合県80%、市町村20%)

(※5) 2(4)ウにより平成23年4月1日以降に融資実行された貸付金について、平成23年8月31日までに融資期間10年を超えて15年以内で条件変更(期間延長)した場合にあっては、当該条件変更後の条件により算定した額を利子補給することとする。

- (2) 融資形式 手形貸付又は証書貸付
 (3) 償還方法 原則として割賦償還とする。また、2(4)ウに係る約定返済日は、原則として5日、15日、25日のいずれかとする。
 (4) 保証料率 次に定める信用保証料率とする。

ア 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。但し、個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合は、区分⑤の料率を適用する。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に規定するセーフティネット保証1号～6号に該当する場合は年0.95%、同保証7号及び8号に該当する場合は年0.86%、災害関係保証及び東日本大震災復興緊急保証（以下「震災緊急保証」という。）に該当する場合は年0.7%とするなど、特例保証に該当する場合は、信用保証協会所定の保証料率を適用する。

ウ 2(5)のうち、事業再生円滑化保証に該当する場合は年1.76%とするほか、事業再生保証に該当する場合は年2.2%とする。

エ 財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から、日本公認会計士協会等が公表した「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認を行ったことを示す書類の提出を受けた場合又は会計参与を設置している旨の登記を行っている場合は0.1%割引する。（ア、イ又はウに適用できる。）

オ 有担保保証のうち、担保保全率が100%以上の場合は、0.1%（100%未満の場合は、0.05%）割引する。（アに適用できる。）

カ 2(4)ウの場合は、保証料の免除に要する経費を市町村が県と協調し信用保証協会に補助する場合に限り全額免除する（平成23年4月1日以降に融資実行された貸付金について、平成23年8月31日までに、融資期間10年を超えて15年以内で条件変更（期間延長）した場合を含む。）。（負担割合県80%、市町村20%）

(5) 東日本大震災復興緊急保証の適用及び保証期間の特例

本制度は震災緊急保証を適用することができるものとする。ただし、特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に定める市町村をいう）内に事業所を有する中小企業者が、2(4)ウにより設備資金に係る貸付けを受ける場合において、震災緊急保証を適用する場合にあつては、信用保証協会が定める東日本大震災復興緊急保証制度要綱の規定にかかわらず、当該保証期間の上限を15年（うち据置期間3年）とする。

(6) 保証人及び担保

保証人は、法人の場合は、原則として代表者のみとし、個人の場合は、原則として不要とする。担保は、必要に応じて徴求する。

4 取扱金融機関

青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関

5 推薦の手続き

(1) 融資（2(5)を除く。）を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度推薦申込書（様式第1号）に関係書類を添えて、商工会議所又は商工会に提出するとともに、経営相談指導を受けるものとする。また、2(4)ウの場合は、市町村長等が発行する罹災証明書等を併せて提出するものとする。

(2) 商工会議所会頭等は、(1)の推薦申込書を受けた時は、申込者の業況等を的確に把握するとともに、2に定める要件に該当し、融資を受けることにより、売上高等の増加や資金繰りの改善（緩和）、経営の安定等が図られると認めるときは、様式第1号により推薦を行うものとする。

6 融資の手続き

- (1) 5により推薦を受けた申込者は、推薦書（様式第1号）等を添付の上、取扱金融機関所定の手続きにより取扱金融機関に申し込むものとする。また、あわせて3(1)の経営力向上割引を申し込む場合は、確認書（様式第2号）を提出するものとする。
- (2) 取扱金融機関及び信用保証協会は、融資の申込を受けた時はこれを審査し、融資又は保証承諾の可否を決定するものとする。

7 試算表等の提出

3(1)の経営力向上割引の適用を受けた者は、四半期に一度、各四半期の翌月末までに試算表及び資金繰り表を、融資を受けた金融機関に対して提出しなければならない。

8 報告

- (1) 商工会議所会頭等は、5の規定に基づき推薦した場合は、取扱要領に定めるところにより速やかに報告するものとする。
- (2) 信用保証協会会長は、毎月の貸付状況について、取扱要領に定めるところにより報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠を3(1)により無利子で融資した場合には、取扱要領に定めるところにより県に報告するものとする。

9 期中支援

申込者が、次のいずれかに該当する者（平成23年6月1日以降に保証申込を受付したものに限り）であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

ア 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定中小企業者

イ 3(5)による保証期間の特例の適用を受ける中小企業者

10 預託

県は、この制度の円滑な運営のため、融資の進捗状況等を勘案し、予算の範囲内において取扱金融機関に対して、別に定める利率で適宜預託を行うものとする。

11 実施期間

平成23年4月1日（2(4)ウに係る融資利率(※4)については平成23年4月5日（融資実行済みの者に係る遡及適用については平成23年3月15日）、融資限度額及び融資期間の改正については平成23年5月17日、3(5)については平成23年5月23日、2(4)エに係る融資条件の改正については平成23年7月1日、2(4)アに係る融資条件の改正については平成23年10月11日）から平成24年3月30日まで

12 その他

- (1) この制度の略称を(定)とする。
- (2) この要綱等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県が必要に応じて関係機関の意見を聴取する等して定めるものとする。

(様式第1号①連鎖倒産枠用)

青森県経営安定化サポート資金 特別保証融資制度の推薦書(推薦申込書)

平成 年 月 日

殿

商工会議所会頭
商工会会長

本制度の融資対象の要件に該当すると認められるので、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱5の規定に基づき推薦します。この推薦は融資実行を約束するものではありませんので、この推薦を受けた後、この融資を実施する金融機関への申込みを行い、融資審査及び青森県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。なお、本推薦書の有効期限は推薦の日から10日間ですので、速やかに融資の申込みをして下さい。

なお、本推薦書及び添付資料に記載された個人情報、青森県のほか、融資審査のため取扱金融機関及び信用保証審査のため青森県信用保証協会に提出されます。

平成 年 月 日

商工会議所会頭
殿
商工会会長

本社(本店)所在地

企業名

代表者名 印
(個人企業で署名による場合は押印不要)

1 事業所の概要

- (1) 資本金 千円
(2) 従業員数 人
(うち常用従業員 人、うち臨時従業員 人)
(3) 業種
(4) 主たる事業内容
(5) 設立年月日 年 月 日

2 申込金額 千円(3,000万円以内)

3 資金使途の内容(具体的に記入)

4 借入予定金融機関名

5 借入希望時期 年 月 日

6 借入希望期間 (据置)

7 融資の推薦要件（(1)及び(2)の要件を満たすもの）

(1) 連鎖倒産枠

倒産した企業に対し売掛債権等を有しているもの又は倒産した企業との取引依存度が10%以上であるもの

ア 倒産した企業名

イ 倒産年月日 年 月 日

ウ ①倒産した企業に対する売掛債権等の額 千円

②倒産した企業との取引依存度 % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの取引額等 千円

B 上記期間中の全取引額等 千円

(2) 資金繰りの改善が図られること

(具体的に記入)

8 添付書類

合計残高試算表（損益計算書、貸借対照表）、総勘定元帳、月別売上実績又は資金繰表の写し等、状況を具体的に証明できる書類

(別紙様式第1号②事業承継枠用)

青森県経営安定化サポート資金 特別保証融資制度の推薦書(推薦申込書)

平成 年 月 日

殿

商工会議所会頭
商工会会長

本制度の融資対象の要件に該当すると認められるので、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱5の規定に基づき推薦します。この推薦は融資実行を約束するものではありませんので、この推薦を受けた後、この融資を実施する金融機関への申込みを行い、融資審査及び青森県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。なお、本推薦書の有効期限は推薦の日から10日間ですので、速やかに融資の申込みをして下さい。

なお、本推薦書及び添付資料に記載された個人情報は、青森県のほか、融資審査のため取扱金融機関及び信用保証審査のため青森県信用保証協会に提出されます。

平成 年 月 日

商工会議所会頭
殿
商工会会長

本社(本店)所在地

企業名

代表者名 印
(個人企業で署名による場合は押印不要)

1 事業所の概要

- (1) 資本金 千円
(2) 従業員数 人
(うち常用従業員 人、うち臨時従業員 人)
(3) 業種
(4) 主たる事業内容
(5) 設立年月日 年 月 日

2 申込金額 千円(1億円以内)

3 資金使途の内容(具体的に記入)

4 借入予定金融機関名

5 借入希望時期 年 月 日

6 借入希望期間 (据置)

7 融資の推薦要件（(1)及び(2)の要件を満たすもの）

(1) 事業承継枠

事業を承継する中小企業者で、以下のウの要件を満たすこと（事業承継を確認できる書類を添付）

ア 承継する企業名

イ 会社整理年月日 年 月 日

ウ 次のA又はBの要件に該当

A 承継する事業の従業員数の過半数を、承継する企業等に勤務していた従業員の中から雇用すること（従業員名簿を添付）

a 事業承継前の従業員数 人

b 事業承継後の従業員数 人

$$\frac{b}{a} \times 100 = \quad \% > 50\%$$

B 承継する企業等が従前から取引していた企業との取引額の過半又はその企業数の過半数との取引を維持すること

c 事業承継前の取引企業との取引額又は取引企業数 千円・社

d cのうち、事業承継後の取引額又は取引企業数 千円・社

$$\frac{d}{c} \times 100 = \quad \% > 50\%$$

(2) 承継する企業等の従業員の雇用の確保又は取引企業の経営安定が図られること
（具体的に記入）

8 添付書類

合計残高試算表（損益計算書、貸借対照表）、総勘定元帳、月別売上実績又は資金繰表の写し等、状況を具体的に証明できる書類

(別紙様式第1号③ア、イ経営安定枠用)

青森県経営安定化サポート資金 特別保証融資制度の推薦書(推薦申込書)

平成 年 月 日

殿

商工会議所会頭
商工会会長

本制度の融資対象の要件に該当すると認められるので、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱5の規定に基づき推薦します。この推薦は融資実行を約束するものではありませんので、この推薦を受けた後、この融資を実施する金融機関への申込みを行い、融資審査及び青森県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。なお、本推薦書の有効期限は推薦の日から10日間ですので、速やかに融資の申込みをして下さい。

なお、本推薦書及び添付資料に記載された個人情報は、青森県のほか、融資審査のため取扱金融機関及び信用保証審査のため青森県信用保証協会に提出されます。

平成 年 月 日

商工会議所会頭
殿
商工会会長

本社(本店)所在地

企業名

代表者名 印
(個人企業で署名による場合は押印不要)

1 事業所の概要

- (1) 資本金 千円
(2) 従業員数 人
(うち常用従業員 人、うち臨時従業員 人)
(3) 業種
(4) 主たる事業内容
(5) 設立年月日 年 月 日

2 申込金額 千円(4,000万円以内)

3 資金使途の内容(具体的に記入)

4 借入予定金融機関名

5 借入希望時期 年 月 日

6 借入希望期間 (据置)

7 融資の推薦要件（(1)及び(2)（又は(3)）の要件を満たすもの）

(1) 経営安定枠（以下のア又はイのいずれか）

ア 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」）が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少していること

A 最近3か月間の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

B 過去3か年のいずれかの年の同時期の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

$$\frac{B - A}{B} \times 100 = \quad \% \geq 10\%$$

イ 売掛債権回収の長期化、売掛債権の回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じていること（具体的に記入して下さい。）

(2) (1)アにあつては、翌年3か月間（(1)アで基準とした最近3か月間と同時期）の売上高等が、最近3か月間の売上高等と比較して増加が見込めるとともに、資金繰りの緩和が図られること

A 最近3か月間の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

C 翌年の同時期の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

$$\frac{C - A}{A} \times 100 = \quad \% > 0\%$$

(3) (1)イにあつては、経営の安定が図られること（具体的に記入）

8 添付書類

合計残高試算表（損益計算書、貸借対照表）、総勘定元帳、月別売上実績又は資金繰表の写し等、状況を具体的に証明できる書類

(様式第1号③ウ、エ原油関連枠用)

青森県経営安定化サポート資金 特別保証融資制度の推薦書 (推薦申込書)

平成 年 月 日

殿

商工会議所会頭
商工会会長

本制度の融資対象の要件に該当すると認められるので、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱5の規定に基づき推薦します。この推薦は融資実行を約束するものではありませんので、この推薦を受けた後、この融資を実施する金融機関への申込みを行い、融資審査及び青森県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。なお、本推薦書の有効期限は推薦の日から10日間ですので、速やかに融資の申込みをして下さい。

なお、本推薦書及び添付資料に記載された個人情報は、青森県のほか、融資審査のため取扱金融機関及び信用保証審査のため青森県信用保証協会に提出されます。

平成 年 月 日

商工会議所会頭
殿
商工会会長

本社 (本店) 所在地

企業名

代表者名 印
(個人企業で署名による場合は押印不要)

1 事業所の概要

- (1) 資本金 千円
(2) 従業員数 人
(うち常用従業員 人、うち臨時従業員 人)
(3) 業種
(4) 主たる事業内容
(5) 設立年月日 年 月 日

2 申込金額 千円 (4,000万円以内)

3 資金使途の内容 (具体的に記入)

4 借入予定金融機関名

5 借入希望時期 年 月 日

6 借入希望期間 (据置)

7 融資の推薦要件（(1)及び(2)の要件を満たすもの）

(1) 原油関連枠（以下のウ又はエのいずれか）

ウ 原油価格の上昇によりその事業活動に影響を受けている中小企業者で、最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」）が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少しているもの

A 最近3か月間の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

B 過去3か年のいずれかの年の同時期の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

$$\frac{B - A}{B} \times 100 = \quad \% \geq 5\%$$

エ 最近1か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して、5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれること

C 最近1か月間の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

D 過去3か年のいずれかの年の同時期の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

$$\frac{D - C}{D} \times 100 = \quad \% \geq 5\%$$

E 最近1か月間及びその後の2か月間の売上高（受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

F 過去3か年のいずれかの年の同時期の売上高
（受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

$$\frac{F - E}{F} \times 100 = \quad \% \geq 5\%$$

(2) (1)ウにあっては、翌年3か月間（(1)アで基準とした最近3か月間と同時期）の売上高等が、最近3か月間の売上高等と比較して増加が見込めるとともに、現在の資金繰りの緩和が図られること

A 最近3か月間の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

G 翌年の同時期の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

$$\frac{G - A}{A} \times 100 = \quad \% > 0\%$$

- (3) (1)エにあっては、翌年1か月間（(1)エで基準とした最近1か月間と同時期）の売上高等及びその後の2か月間を含む3か月間（(1)エで基準とした最近1か月間及びその後の2か月間を含む3か月間と同時期）の売上高等が、最近1か月間の売上高等及びその後の2か月間を含む3か月間の売上高等に比較して増加が見込めるとともに、資金繰りの緩和が図られること

C 最近1か月間の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

H 翌年の同時期の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

$$\frac{H - C}{C} \times 100 = \quad \% > 0\%$$

E 最近1か月間及びその後の2か月間
の売上高（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

I 翌年の同時期の売上高
（又は受注高、経常利益）
（平成 年 月～ 月）
千円

$$\frac{I - E}{E} \times 100 = \quad \% > 0\%$$

8 添付書類

合計残高試算表（損益計算書、貸借対照表）、総勘定元帳、月別売上実績又は資金繰表の写し等、状況を具体的に証明できる書類

(様式第1号④災害枠用)

青森県経営安定化サポート資金 特別保証融資制度の推薦書(推薦申込書)

平成 年 月 日

殿

商工会議所会頭
商工会会長

本制度の融資対象の要件に該当すると認められるので、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱5の規定に基づき推薦します。この推薦は融資実行を約束するものではありませんので、この推薦を受けた後、この融資を実施する金融機関への申込みを行い、融資審査及び青森県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。なお、本推薦書の有効期限は推薦の日から10日間ですので、速やかに融資の申込みをして下さい。

なお、本推薦書及び添付資料に記載された個人情報は、青森県のほか、融資審査のため取扱金融機関及び信用保証審査のため青森県信用保証協会に提出されます。

平成 年 月 日

商工会議所会頭
殿
商工会会長

本社(本店)所在地

企業名

代表者名 印
(個人企業で署名による場合は押印不要)

1 事業所の概要

- (1) 資本金 千円
(2) 従業員数 人
(うち常用従業員 人、うち臨時従業員 人)
(3) 業種
(4) 主たる事業内容
(5) 設立年月日 年 月 日

2 申込金額

千円 (7 (1)及び(2)イに該当する場合3,000万円以内
7 (2)アに該当する場合1億円以内
7 (3)に該当する場合2億8000万円以内
7 (4)に該当する場合8,000万円以内)

3 資金使途の内容(具体的に記入)

4 借入予定金融機関名

5 借入希望時期 年 月 日

6 借入希望期間 (据置)

7 融資の推薦要件（(1)から(4)のいずれかの要件を満たし、かつ(5)の要件を満たすもの）

(1) 別に県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じているもの
（具体的に記入して下さい。）

(2) 平成22年陸奥湾ホタテガイ高水温被害により影響を受け、経営の安定に支障を生じているもので、次のいずれかの要件をみたすこと

ア ホタテを取扱う水産加工業、卸、小売、飲食店、運送業（以下「ホタテ関連事業者」という。）であること（具体的に記入）

イ ホタテ関連事業者またはホタテ生産者に対する取引依存度が10%以上であること

① 取引のあるホタテ関連事業者またはホタテ生産者

② ①との取引依存度 % (A/B)

A	年	月	日から	年	月	日までの取引額等	千円
B	上記期間中の全取引額等						千円

(3) 平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠

東日本大震災により、事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障を生じているもの（市町村長等が罹災を証明したものに限り。具体的に記入）

※主要な事業用資産が全・半壊又は流失したと認められる・認められない
（主要な事業用資産とは、当該資産がないと営業・生産活動に支障が生じる資産をいう。）

(4) 平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業経営安定枠
（別紙様式による）

(5) 経営の安定が図られること（具体的に記入）

8 添付書類

合計残高試算表（損益計算書、貸借対照表）、総勘定元帳、月別売上実績又は資金繰表の写し、罹災証明書等、状況を具体的に証明できる書類

(様式第1号④別紙1 ※要綱2(4)エ①、③に該当する場合)

平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業経営安定枠に係る推薦要件確認書

商工会議所・商工会

確認者

1 融資の推薦要件 ((1)及び(2)の要件を満たすこと)

(1)地震災害に伴う間接被害により、事業活動に影響を受けていること(地震災害によりどのような間接被害が生じたのか、それによりどのような影響を受けているのかを具体的に記入)

(2)地震災害発生後、最近1ヶ月間を含む今後3ヶ月間の売上高又は受注高若しくは経常利益(以下「売上高等」)が過去3か年いずれかの年の同時期(創業後1年未満の中小企業者の場合は、創業に係る事業計画における同時期)と比較して一定以上減少すると見込まれること

① 最近1カ月間の売上高等

A 最近1か月間(平成 年 月)の売上高等

売上高・受注高・経常利益 千円

B 過去3か年のいずれかの年の同時期(平成 年 月)の売上高等

売上高・受注高・経常利益 千円

【売上高等減少率】

(いずれかに○をする)

$$\frac{B-A}{B} \times 100 = \text{-----} \% \rightarrow 10\% \text{以上} \cdot 5\% \text{以上} 10\% \text{未満}$$

② ①の期間を含む3ヶ月間の売上高等

A ①の期間を含む3か月間(平成 年 月～ 年 月)の売上高等の見込

売上高・受注高・経常利益 千円

B 過去3か年のいずれかの年の同時期(平成 年 月～ 年 月)の売上高等

売上高・受注高・経常利益 千円

【売上高等減少率】

(いずれかに○をする)

$$\frac{B-A}{B} \times 100 = \text{-----} \% \rightarrow 10\% \text{以上} \cdot 5\% \text{以上} 10\% \text{未満}$$

〔 ※融資利率の判定：①及び②いずれも「10%以上」の場合 → 融資利率1.0%
上記以外の場合 → 融資利率1.5% 〕

2 添付書類

合計残高試算表(損益計算書、貸借対照表)、総勘定元帳、月別売上実績、日計表又は資金繰表の写し等、状況を具体的に証明できる書類

(様式第1号④別紙2 ※要綱2(4)エ②、④、⑤に該当する場合)

平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業経営安定枠に係る推薦要件確認書

商工会議所・商工会
確認者

1 融資の推薦要件 ((1)及び(2)又は(1)及び(3)いずれかの要件を満たすこと)

(1)地震災害に伴う間接被害により、事業活動に影響を受けていること(地震災害によりどのような間接被害が生じたのか、それによりどのような影響を受けているのかを具体的に記入)

(2)地震災害発生後、最近3ヶ月間の売上高又は受注高若しくは経常利益(以下「売上高等」)が過去3か年いずれかの年の同時期と比較して一定以上減少していること

A 最近3か月間(平成 年 月～ 年 月)の売上高等

売上高・受注高・経常利益 千円

B 過去3か年のいずれかの年の同時期(平成 年 月～ 年 月)の売上高等

(※創業後1年未満の中小企業者の場合は、創業に係る事業計画におけるAと同時期の売上高等)

売上高・受注高・経常利益 千円

【売上高等減少率】

(いずれかに○をする)

$$\frac{B-A}{B} \times 100 = \text{-----}\% \rightarrow 10\%以上 \cdot 5\%以上10\%未満$$

〔※融資利率の判定: 「10%以上」の場合 → 融資利率1.0%
「5%以上10%未満」の場合 → 融資利率1.5%〕

(3)地震災害発生後、売掛債権回収の長期化又は不能が生じていること(当該長期化又は不能に係る取引先企業名、当該取引先企業の被害状況、売掛債権額、回収見込等を具体的に記入すること)

2 添付書類

合計残高試算表(損益計算書、貸借対照表)、総勘定元帳、月別売上実績、日計表又は資金繰表の写し等、状況を具体的に証明できる書類

(様式第2号)

確 認 書
(経営力向上割引における融資条件)

平成 年 月 日

(取扱金融機関)

殿

青 森 県 殿

住 所

企 業 名

代表者名

印

青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱6の規定により「確認書」を提出します。

これにより、経営安定化サポート資金に係る融資を受けた後、取扱要領に規定する割引適用要件を欠くに至った場合は、要綱3の規定により、経営力向上割引の適用が除外となり、次回返済分から、直近の返済に係る融資利率と比較して年0.2%引き上げとなることを確認します。(年0.2%：経営力向上割引分)

なお、融資利率が引き上げとなる場合としては、下記による経営力向上割引の要件を欠いた場合となります。

- ・試算表及び資金繰り表を四半期に一度、各四半期の翌月末までに取扱金融機関に対して提出することを怠った場合
- ・提出した試算表及び資金繰り表の内容に疑義があり、金融機関の指導に従わない場合